

社会福祉法人妙高市社会福祉協議会 臨時職員募集要項
(令和2年4月1日付け採用)

1. 募集職種と人数

事務局長 1名

2. 業務の内容

民生委員・児童委員やボランティア団体、社会福祉事業関係者等と連携し、「支え合い・助け合う地域共生社会の実現」を目指している社会福祉協議会の経営及び運営等の総括管理

3. 受験資格（次の①～⑦のいずれの条件も満たしている人）

- ①人格円満で社会的信望を有している人
- ②福祉に関して深い理解と関心を持ち、その職務を行うに必要な熱意を有する人
- ③法人等で管理職の経験を有し、管理能力及び実務処理能力を有している人
- ④パソコンの基本操作ができる人（ワード・エクセル等）
- ⑤高等学校以上を卒業している人
- ⑥普通自動車運転免許を有する人
- ⑦年齢は64歳までの人（65歳定年のため）

4. 欠格事項

次のいずれかの欠格事由等に該当する人は、受験できません。

- ①成年被後見人及び被保佐人
- ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5. 試験の日時・場所及び内容

- (1) 試験の日時 令和2年3月14日（土）午前10時
- (2) 試験の場所 いきいきプラザ2階ボランティア研修室
(妙高市中町4番16号)
- (3) 試験の種目 面接試験（個別面接）

6. 受験手続

- (1) 受験申込提出書類（郵送でも可）
 - ・受験申込書（別紙履歴書）
※所定の様式、妙高市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。
 - ・運転免許書の写し

(2) 受験申込受付期間

令和2年2月10日(月)～令和2年3月5日(木)

(土・日・祝日を除く8時30分～17時30分 郵送の場合は3月5日必着)

(3) 受験申込場所

社会福祉法人妙高市社会福祉協議会

法人本部(妙高市中町4番16号 いきいきプラザ3階)

(4) 受験決定通知

受験申込者に対し受験票と試験案内を郵送し、受験決定通知とします。

7. 試験結果

令和2年3月18日(水)までに、全受験者に通知します。

8. 採用予定日

令和2年4月1日です。

9. 雇用期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで(更新可能)

10. 身分、賃金、勤務条件等

①身分 臨時職員

②賃金等

賃金 月額180,000円

手当等 期末手当(年0.8カ月)、通勤手当、退職手当、社会保険・雇用保険に加入

③勤務条件等について

- ・勤務時間は、午前8時30分から午後5時30分(原則)までです。
- ・休日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(原則)です。
- ・年次有給休暇は、年間20日間(ただし、4月1日付け採用者は、採用年のみ15日)で、未使用日数については20日を限度に繰り越すことができます。

11. 問い合わせ

社会福祉法人妙高市社会福祉協議会 法人本部 担当：尾崎事務局長代理

〒944-0045 妙高市中町4番16号

電話：0255-72-7660

ファックス：0255-70-1345

ホームページアドレス：<http://myoko-syakyo.jp/>